

5-④ 練馬区立保育所休日保育実施基準表

◆ 練馬区立保育所休日保育実施基準表

保 育 指 数（世 帯 の 状 況）			
番号	細 目		保育指数
1	休日保育実施時間帯に 保育を必要とする状況	(1) 月 4 日以上の日休みの就労を常態とする場合	20
		(2) 月 3 日以上の日休みの就労を常態とする場合	16
		(3) 月 2 日以上の日休みの就労を常態とする場合	12
		(4) 月 1 日以上の日休みの就労を常態とする場合	8
		(5) 上記各号に掲げるもののほかで明らかに保育を必要とする状況	4
2	(1) 父母いずれかが不存在		20

調 整 指 数		
番号	条 件	調整指数
1	ひとり親世帯	5
2	保護者が単身赴任している場合	1
3	全ての祝日の休日保育実施時間帯に保育を必要とする場合	5
4	世帯に休日保育を利用している他の児童がいる場合	1
5	区外に在住する世帯の場合（転入予定世帯を除く）	- 4
6	保護者が身体障害者手帳 1・2 級、聴覚障害 3 級、愛の手帳（療育手帳）1～4 度 または精神障害者保健福祉手帳 1～3 級に該当する場合	1
7	同居する 65 歳未満の祖父母が補完的な保育に当たられる場合	- 4

注 父母で保育指数が異なる場合、いずれか低い方の指数を保育指数として適用する。

注 調整指数番号 1 番および 2 番は重複適用しない。

◆ 同一指数世帯の優先事項

保育指数と調整指数を合算した指数が同一の場合、次の優先事項を基に利用順位を判断します。

①	練馬区在住者（転入予定者を含む）を優先します。
②	休日保育指数（保護者の状況）の高い児童を優先します。
③	保育料（注）に滞納（既に卒園した児童の保育料に滞納がある場合も含む）がない世帯の児童を優先します。 注 「保育料」には、継続利用の延長保育料を含みます
④	同時に 2 人以上の児童の入園（注）を希望する世帯の児童を優先します。 注 利用希望月が施設の受入可能年齢の終了月の翌月にかかる場合を除き、保育園等の変更（転園）をする場合は適用対象外です。
⑤	注 特別区民税（市町村民税）所得割が低額の世帯の児童を優先します。 9 月入園の利用調整から⑤の判定に適用する特別区民税（市町村民税）所得割の年度を切り替えます。 令和 8 年 8 月入園の利用調整までは令和 6 年度特別区民税（市町村民税）所得割で、令和 8 年 9 月入園の利用調整からは令和 7 年度特別区民税（市町村民税）所得割で判定します。 注 住民税（特別区民税（市町村民税）所得割）の取扱いについては P.19「住民税について」参照。